

西欧諸国における家族政策と低出生率 [基調講演]

ゲルダ・ネイヤー

1. 序文

バルセロナで開催されたEUサミットにおいて、「ヨーロッパ連合(EU)加盟国は2010年までに3歳以下の子どもの最低33%、3歳から義務教育就学年齢までの子どもの最低90%に保育を提供すべき」という勧告が採択されたことにより、家族政策は改めてヨーロッパの政治における中心的な課題となった(European Council, 2002, p.12)。EUは、これよりわずか数年前、育児休業の最低基準を1999年までに立法化することを加盟国に求めた指令を承認したばかりである¹⁾。この二つの動きの目的は、家庭と仕事の両立を図ることでEU加盟国の女性労働力率を高めることである。しかし、これら家族政策を目的とする雇用にかかわる基準策定の動きは、現在のヨーロッパが直面する人口学的な課題、特に低出生率の現実に照らし合わせて評価されなければならない。

本稿は、ヨーロッパの低出生率を念頭に置きながら家族政策を検討し、ヨーロッパにおける家族政策の特徴を浮き彫りにすることを目指している。本稿の目的は、ヨーロッパ各国における家族政策の立案の経緯と内容を比較し、ヨーロッパの人口パターンと家族政策の形態の間にあると思われる関連性を明らかにすることである。そのために、まず、本稿においては、ヨーロッパでの出生率低下の経緯を概観する。次に、家族政策研究の方法

を提言し、政策の効果についての人口学的分析の枠組を示す。それに引き続き、西欧における家族政策とその範囲について出産・育児に関する政策に焦点を置いて概観する。最後にヨーロッパにおける今後の家族政策の選択肢ならびにその人口学的影響を述べる。

2. 1960年代以降の西欧諸国における出生率の推移

1960年代以降、すべての西欧諸国は、出生率の低下を経験した。1960年代から現在にいたるまで15カ国のEU加盟国において合計特殊出生率(Total Fertility Rate: TFR)は、人口置換レベル以下となり平均1.45まで低下した。15カ国のうち8カ国では現在のTFRが1.5以下である²⁾。しかし、出生率低下に転じた時期とそのレベル、また、低下の幅と期間については国によって大きな差がある。1945年以降³⁾、継続的に民主主義政治であった国のほとんどは、60年代と70年代に大幅の出生率低下を記録した。南欧のスペイン、ポルトガル、ギリシャでは、出生率低下となった時期は遅れたが、その後は早いペースで進んだ。ドイツ語圏においては、ドイツとオーストリアではTFR低下が続いているもののその速度は以前よりも緩やかとなっており、スイスでは低下が止まる横ばい状態が続いている。北欧のノルウェー、デンマーク、

※本稿で述べた見解は著者個人のものであって必ずしも研究所の見解を反映したものではない。

フィンランド、それにフランス、また近年では、ベルギーとオランダではTFRはわずかだが上昇の兆しを見せている。例外的なのは、スウェーデンとイタリアであり、スウェーデンでは80年代後期と90年代初めにかけてTFRが大きく上昇したものの、その後は急速に低下した。イタリアでは、70年代半ば以降、TFRの低下傾向が顕著であり、現在では全欧最低の(2000年に1.23)レベルにある。

このように、それぞれの国がたどってきた人口プロセスによって、低出生率(TFR1.5以下)の継続期間も異なる。一貫して低出生率を記録してきたのはオーストリア、(西)ドイツ、ギリシャ、スペイン、イタリアである。これらの国は、80年代半ば(西ドイツでは70年代半ば)から低出生率期が続いている。現在、西欧諸国の中で出生率が最低レベルにあるのがこれらの国々である(図1)。このほかにも、デンマークとオランダでも80年代に、スウェーデンでは90年代末に低出生率期が始まっている。

これらの人口学的進展は、ここ20-30年間のヨーロッパにおける出生率パターンに変化をもたらしている。1960年代においては、ヨーロッパ全土

における出生率パターンは広く分布しており、同じ地域にある国の中でも出生率に大きな違いがあった。特にその差が顕著であったのは、北欧、南欧、東欧の諸国であり、中欧諸国においては比較的同質のパターンを示していた。しかし、21世紀初頭の現在、出生率は全欧的に同質に向かって収敛してきている。一方で、地域圏の間の格差は消えず、横ばいないし多少の増大がみられる(図2)⁴⁾。国ごとの多様性から地域ごとの同質性に向けた動きは、EUの各地域内の国々のTFRが収斂する一方で、地域間での出生率パターンの相違は今後も続くことを示している(Billari & Wilson 2001, Watkins 1990も参照)。現在、スウェーデンを除く北欧諸国とフランス、ベルギー、オランダの近隣諸国がTFRの高い2グループを構成し、ドイツ語圏とポルトガルを除く南欧諸国が最低グループを構成する。

西欧諸国での出生率レベルのパターンの違いについて、研究者たちは人口要因と社会経済要因が関係するとみている。人口学的には、晩産化が1980年代以降の西欧諸国の出生率の推移の主たる原動力とみている(Lesthaeghe & Moors 2000,

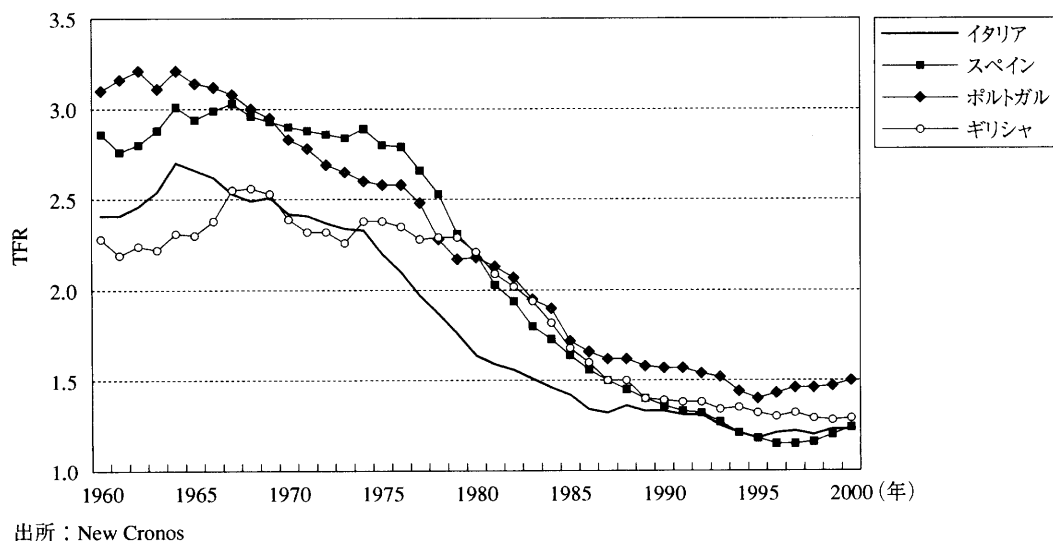


図1 南欧州諸国の合計特殊出生率の推移：1960-2000

p.167)。1980年から1990年代後期にかけて、第一子出産の平均年齢は2～3歳上昇した。西欧諸国のほとんどの国において、この時期、30歳以下の女性の出生率は低下し、30歳以上の女性の出生率は上昇した。例外はギリシャ、スペイン、ポルトガルの3カ国で、この3カ国では30歳以上の女性の出生率も低下している。つまり、西欧諸国にみられるTFRレベルの差異は、(30歳以後の)「高年齢」の出生率の回復についての国による差異を映し出している(Lesthaeghe & Moors, 2000, p.167)。これがコホート完結出生率レベルの差の説明にもなる(図3)⁵⁾。

社会経済的には、雇用パターンの変化、なかでも女性の労働力率の変化が出生率の変化の主要因であると見られている。1970年代以降、西欧諸国のどの国においても女性の雇用が拡大した。大陸内のほとんどの国では、女性の労働力率は70年代半ばの50%弱から1990年代半ばの60%前後へと高まった(OECD 1998; Schmidt 2000, p.271)。南欧諸国(イタリア、ギリシャ、スペイン)では、それより10%程度低い。スカンジナビア諸国では女性の労働力率は大陸諸国よりも15-20%高く、70

年代半ばの65%前後から90年代半ばの75%まで拡大した(OECD 1998; Schmidt 2000, p.271)。これらの国を時系列的に比較すると、出生率と女性の労働力率の関係はこの間に逆転していることがわかる⁶⁾。1970年代半ばには、西欧諸国のTFRと女性の労働力率は負の相関をみせていた。しかし、1990年代半ばになると、これは正の相関に転じており、女性の労働力率が高い諸国ではTFRも高く、労働力参加率が低い国ではTFRも低かった。Engelhardt, Kögel, Prskawetz (2001)は、イタリアのようにTFRが低く、女性の労働力率も低い国では、両者の関係はより強くなったことを明らかにしている。また、スウェーデンのように女性の労働力率もTFRも高い国についても同様な現象がみられる(1990年代半ば)。しかし、西ドイツ、オーストリア、オランダにおいては、女性の労働力率とTFRの関係に強い関係性はみとめられない。

ヨーロッパの低出生率とその推移パターンの多様性は、人口の年齢構成の不均衡、社会的連帯、西欧型福祉国家の維持可能性について憂慮する声をあげさせる結果となった。ヨーロッパのほとん

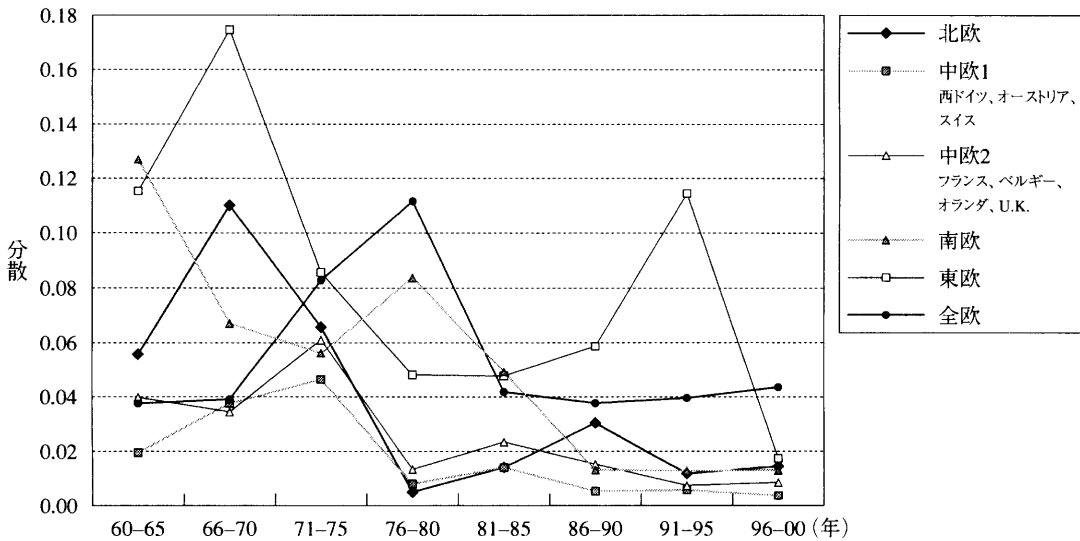


図2 地域間の同一性と地域間の多様性(合計特殊出生率の分散の推移)

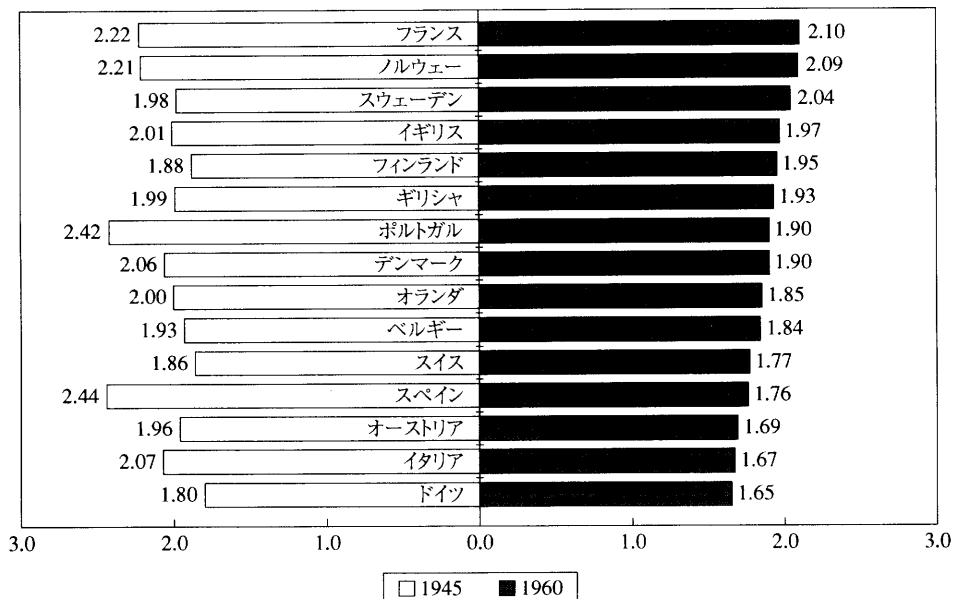


図3 完結コーホート出生率の比較(1945年 vs 1960年)

どの国では、表立った人口政策は国民の反発に合うことが多く、歓呼をもって迎えられることはない⁷⁾。したがって、家族政策に含まれる施策中、出産を奨励する上で現実性のある方法だとみられている。しかし、本当に家族政策が低出生率の打開策になるのだろうか。この疑問に答えるには、体系だった比較研究を待たなくてはならない。しかし、いまだにそのような研究は不足しているのが現状である。いくつかの初期の研究(Kamerman & Kahn 1978)を除いて、家族政策が社会学者から注目されるようになったのは最近になってからのことである(Kamerman & Kahn 1991; Bradshaw et al. 1993; Bahle 1995; Hantrais and Letablier 1996; Gauthier 1996; Wennemo 1994; Gornick et al. 1997; Anttonen and Sipilä 1996)。これらの研究のうち出生率と公共政策の関係について国際比較の視点から取り扱っているのはごくわずかである(Gauthier 1996; 2001; Hantrais and Letablier 1996; Bahle 1995; Wennemo 1994; Hantrais 1997; Esping-Andersen 1999; 2002)。出生率に対する家族政策

の効果を人口学的に分析しているものはあるが、国際比較をしているのはほとんどなく(Gauthier 1996; 2001; Gauthier and Hatzis 1997)、調査の大半は個々の国の家族政策対策をもとにしたものである。

このような研究の不足の原因はいくつか考えられる。公共政策と出産との関係について人口学的に検討するのにふさわしいデータが不足していることは確かである。理想をいえば、長期的な個人レベルのデータが望ましいが、このような基準を満たすデータが広く手に入ることが少ない。もう一つの研究の障害は、「家族政策」の性格にある。家族政策は保健政策、社会保障政策、労働市場政策、住宅政策、教育政策、税制、家族法などいろいろ異なる政策分野にわたっている。家族政策措置のなかには家族問題を直接目標にしているものもあるが、家族に直接関係しない政策の一部となっている場合もある。これらの政策を一括して検討すれば、相互に補完しあって、総合的な、あるいは全体的な家族政策がわかるかもしれない。あるいは、

それぞれがバラバラでなんらまとまった方向性も見いだせないかもしれない。どちらにせよ、家族政策措置の効果は、他の政策と家族政策がどの程度、相互関連があるかにかかっている⁸⁾。家族政策が出生率にどの程度影響を及ぼすかを測るには、これら家族政策の措置すべてを把握し分析する必要がある。そのような総合的な取組は本論の範囲を越える。ここでは、出産・育児に関連した特定の家族政策について焦点をあてることとする。他の研究は、国々の政策の共通性について検討することが多いが、本稿は、実際に行われている施策の相違と類似を追跡していく。これにより出生率に対する家族政策の効果の多様性を理解することにより深い洞察力を得られると考える。家族に関する制度の違いと類似を説明するため、次章で施策の多様性を生んだ要因のいくつかについて簡単に述べ、家族政策の共通領域をベースとした国際比較の枠組を示す。

3. 家族政策の定義と比較

家族政策の概念づくりと測定にかかわる難しさは、多くの研究者が指摘している(Kamerman and Kahn 1978, p.3.; Bradshaw et al. 1993, p.270; Hantrais 1994, p.154; Anttonen and Sipilä 1996, p.88; Bahle 1995, p.17)。家族政策とは通常、家族のいろいろな側面に関するいくつかの政策で構成される。一般に、家族政策には、パートナー関係や親子関係に関する規則、また、これらの関係から発する義務と責任を国がどのように認定するかが含まれる⁹⁾。本稿では、親子関係に関する政策、なかでも出生率に最も密接に関連する出産休暇政策、育児休業政策、保育サービス、児童手当などの政策に注目する。これら施策に用いられる用語は国によって異なり、文献を見ても統一されていない。したがって、本稿で使用する用語の定義について下記に述べる。

「出産休暇政策」は、妊娠した女性ならびに新生児を抱えた母親を保護するための雇用関連の方策

である。出産休暇政策には、健康に害があると思われる物質や労働環境にさらされないようにする、などの妊娠中と母乳育児をしている女性に対する保護方策が含まれる。なかでも大事な要素は、出産前後の母親に与えられる強制的あるいは選択的出産休暇とその間に支給される休業手当である。

「育児休業政策」は、雇用主が法律のもとに子どもの生後数年にわたって育児のために親に付与する休業のことをいう。育児休業手当は、その休業期間中に支給される手当のことを指す。個々の労働協定の中に育児休業が含まれている場合、あるいは団体交渉や会社ベースの交渉で従業員むけに取決められた育児休業は含まない。

「保育サービス」は、公立ないし私立の組織またはベビーシッターが提供するものである。サービスの提供者は国、市場、雇用主、非営利組織がある。本稿でいう「保育サービス」には両親その他の親族による育児は含まれない。

「児童手当」は公的財源から子どものために支給される手当を指す。ここでは、直接に給付されるものだけを指し、所得控除ないし税額控除などによる間接的給付は含まない¹⁰⁾。

以上のような政策(以下、「家族政策」)は、福祉国家の出産および(年少の子ども)育児関連の政策の根幹をなす。これらの政策は、福祉国家政策の中に織り込まれた他の一連の施策に補完されることが多い。例えば、年金制度内の育児クレジット(育児期間を年金受給資格上の期間算定に含める等)、掛け金なしでの医療制度への子どもの加入、子どもに関する税制優遇措置、子どものいる世帯に対する交通費無料、または交通費補助、子どものいる世帯への住宅費補助などがその例である(Bahle 1995, p.19-20; Kamerman and Kahn 1978, p.483)。これらの施策には、共通する側面があるものの、範囲、給付額、体系には相当の差異がある。その理由はいくつか考えられる。まず、家族政策は、それぞれ異なる歴史的伝統から

発生し、それぞれの道を歩んできた結果として (Flora/Heidenheimer 1995; Pfau-Effinger 1999)、ちぐはぐな形で発達してきた。そのため、他の福祉国家の政策の方向と発達とも一貫性がなく、他の社会政策に相殺されることすらある。

第二に、家族政策は複数の政策目標の継ぎ接ぎ細工となることが多い。家族政策の第一義的な目的は、必ずしも出産や育児とつながっていたわけではなかった。失業や貧困の削減、階層や市民権の境界線の消滅、人口減少の歯止め、労働力不足の解消、社会支出の削減、あるいはジェンダー間の関係への影響など、多くの目的が家族政策措置と結びつけられてきた。その結果、家族政策は一貫性がないばかりでなく、相反する目的をもっていることすらある。

家族政策の違いを理解するためには、それらが異なる道を歩んで発展したことを念頭におく必要があるものの (Hemerijck and Schludi 2000)、出生率に対する影響を国および国を越えて考察するためには共通要素をベースにした枠組が必要である。家族政策は福祉国家政策の一部分であるので、ここでは、ヨーロッパの福祉国家レジームに関する文献をもとに、家族政策の分類を試みる。

福祉国家に関する研究では、ヨーロッパ諸国は社会政策の意図と基本概念を分類の軸として、いくつかのグループに分類される。エスピン・アンデルセン (Esping-Andersen 1990; 1999) は、福祉国家は「普遍的福祉国家」(北欧諸国)、「保守的福祉国家」(大陸諸国)、「リベラル福祉国家」(アングロサクソン諸国)、それに多少異論はあるが、「南欧福祉国家」(地中海諸国)に分けられるとしている。

「普遍的福祉国家」は個人の自立と社会的平等を目標とする福祉国家政策を特徴とする。公共政策は、社会や雇用に関連するリスクを保障し、すべての人の生活水準を向上させることを目指す。社会保障給付は個人の市民としての権利に基づき支給される。社会サービスが拡大することで福祉

を脱家族化し、福祉にむけた家族の貢献度は削減される。一方、「保守的福祉国家」は、その政策の方向を伝統的家族形態の保持に向ける。社会保障給付は、社会保障制度への掛け金のレベルと支払い期間によって測定されるか職業の実績に則すか、結婚状況に多くを依存する。保守的福祉国家は家族に対する依存度が高く、家族を福祉の提供者であるとみる。「リベラル福祉国家」は、市場を基盤とする個人主義を奨励し、社会保障給付も民間の商業的福祉サービスへの補助金も最低限に抑えている。社会給付は所得審査(ミーンズ・テスト)に基づくもので通常は貧困者のみに給付される。社会福祉は市場からのサービスと家族に依存している。「南欧福祉国家」は保守的福祉国家の一部としてみられることが多いが、家族主義が強いことから、別のグループとみるのが妥当だろう (Esping-Andersen 1990, p.23; 1999, p.62)¹¹⁾。

エスピン・アンデルセンの分類は、非商品化の原則に基づいている。非商品化とは、福祉国家が、生活を脅かされることなしに労働市場から離脱する権利を与え、労働者の市場への依存度を少なくする度合いのことである (Esping-Andersen 1990, p.22)。この非商品化には脱家族化(家族を福祉提供義務から解放する度合い)も含まれる (Esping-Andersen 1999, p.45)。

フェミニストの観点に立つ福祉国家研究によると、家族政策、社会サービス、ジェンダーの観点をもとに国際比較することにより、以上の分類がさらに細かく枝分かれすることがわかるという (Gornick, Meyers and Ross 1997; Meyers, Gornick and Ross 1999; Anttonen and Sipila 1996; Lewis 1992; Langan and Ostner 1991; Lewis and Ostner 1992; Orloff 1993; Sainsbury 1996, 1999; Hobson 1992; Daly 2001; Daly and Lewis 2000; Knijn and Kremer 1997)。母親の雇用に対する公共政策の影響について研究した Gornick, Meyers それに Ross (1997, p.65-66; Meyers, Gornick and Ross 1999,

p.119)¹²⁾は、ノルウェーは普遍的福祉国家の分類から外れており、また、大陸の保守的福祉国家群には共通性が乏しく、特にドイツとフランスは対照的であることを見いだした。彼らによると、フランスは、ベルギー、デンマーク、フィンランド、スウェーデンと同じグループに入る。これらの国々は子どもの年齢にかかわらず母親に対しての妥当な支援をしており、雇用の維持ないし参入を容易にしている。一方、ドイツ、オランダ、ノルウェーは平均的な支援をしているが、イタリアは3歳児から学齢時までの子どもの母親に手厚く、3歳以下の子どもの母親には中程度の援助をしている。これらのすべての国々では、子どもが公共の保育施設ないし学校に入るまでは仕事を減らし労働市場から退くことを母親に強いている。リベラル福祉国家では、政策は限定され、母親が勤めを続けるかどうかは本人の能力と状況しだいである。

社会的ケアサービスについての国際比較をしたアトネン他 (Anttonen と Sipila 1996) は、福祉国家の間に同じような亀裂があることを発見し、ヨーロッパ内で5種の社会的ケアレジームが存在するとしている¹³⁾。「スカンジナビア・モデル」の公共サービスは、普遍的ケアサービスを提供し、男女平等を推進する。南欧諸国の「家族ケア・モデル」では(イタリアの学齢前の子どもをのぞき)社会サービスはごく限られた範囲しかない。フランスとベルギーは子どものいる家庭を援助するため大々的な保育と就学前の子どもに対するサービスをしている。ドイツとオランダは親による保育に依存し、イギリスの制度では保育サービスは限定的で、所得審査を伴い、「問題のある」家庭に向けられている (Anttonen and Sipila 1996, p.96-97)。

フレイザー他 [Fraser (1997)、Lewis (1991)、Langan/Ostner (1991)] は、公共政策が家族内保育と雇用のジェンダー構造に与える影響について検討した。Lewis と Langan/Ostner によると、ヨーロッパにおける家族政策は、一家の大黒柱としての男

性の地位を支持するもの中立なもの、または、弱小化するものにわかれているという。1950年代から60年代に多く見られた男性稼ぎ手モデルから離脱する必要があったことを考慮に入れて、Fraser は「普遍的稼ぎ手政策」、「育児者＝パリティ政策」 「稼ぎ手＝育児者政策」の3タイプに分類している。普遍的稼ぎ手政策は市場一般、ことに労働市場における男女の機会均等に焦点をあてる。この政策は、女性を男性の規範に適合させることに傾いており、女性や家族が育児義務を果たすのを助けることはしない。育児者＝パリティ政策は、性別による雇用と育児の分業を優先するが、それによって発生する性別不平等を社会保障とソーシャルクレジット(購買力促進のためのクーポンの類)による育児支援で緩和する。稼ぎ手＝育児者政策は、男女双方が育児と雇用を両立させることを狙う。この政策は労働関係を変えるだけでなく、ジェンダー関係を変化させることにも向けられている。シムズベリー (Sainsbury 1999, p.261) は、これらの政策戦略とその組合せがヨーロッパ福祉国家間の相違の一部をなし、スカンジナビアの福祉国家間ならびに大陸の福祉国家間の差異の一部を説明するとしている。

フェミニストの研究では、家族政策がジェンダーの線にそった雇用と保育の社会構造を通して、家族内と社会内でのジェンダー関係を構造化することに重点を置いている。このアプローチは、家族政策の出生率への影響の評価に関する重要な特徴を明らかにしている。まず、雇用と育児は二つの別のものと考えすることはできず、また、家族政策は家族と育児の側面からだけ見ることもできない。家族政策は単なる「仕事と育児の両立」以上に雇用と育児を絡み合わせる。家族政策は女性の「商品化」と「非商品化」の決定要素ともいえる。Orloff (1993, p.318) は、家族政策のもつこの二重の機能を強調している。雇用に関する家族政策の意義は、女性が育児をしているかどうかにかかわらず有給

の仕事に就けることを保証すること、さらには、育児を理由に女性にも男性にも雇用を控えることを許すことである。第二に、西欧社会ではいずれも育児が第一義的に女性の仕事であることから、家族政策の主要な目的は、女性をこの育児義務からどの程度解放するかにある。これには育児労働をどのように組織化するか、つまり国家、市場、男性、女性との間の配分をどうするか、また、育児をする側の権利と受ける側の権利の有無も含む問題である(Knijn and Kremer 1997)。公共部門、市場、男性および女性の間での育児労働の配分は、女性の育児労働と責任から軽減するために重要な課題である。育児をする権利と受ける権利は、労働市場に対する(育児のために休憩時間をとる)、また、国家に対する(必要な育児インフラを提供する)親の権限を強化し、そして女性には男性に対する(育児義務を果たす)権限を強化する。また、育児の重荷を軽減することは、親と社会で費用を再配分することで、女性と家族が支払う育児経費を減らすことにつながる。再配分の手段については雇用とジェンダーへの影響を考慮に入れる必要がある。

第三に、家族政策はジェンダー政策でもある。1960年代以降、家族関連のジェンダー政策の重点課題は、家族政策によって男性の稼ぎ手に対する女性の依存度がどの程度減らせるかという点にあった。これは男性による大黒柱の所得とは別に、女性が本人自身と家族のためにどの程度所得を確保して、自分たちの家計を維持するのを家族政策がどの程度可能にするかということである(Orloff 1993)。このことは、女性に(適切な有給の)仕事に就く道を提供することのほかに、仕事を休んでいる間の逸失所得を埋め合わせる社会保障手当は子育て中の母親が生計を立てるのに十分なだけの金額を保障するべきであることを示唆する。これはシングルマザーがヨーロッパ内で増えているだけでなく、男性の雇用も決して安定しているわけではなく、女性が家計を支えるケースが増

えると思われるからでもある。

女性と男性のライフコースと家族内、市場、社会でのそれぞれの立場をつくりだすうえで、家族政策が目指す目的や政策の結果が異なることに焦点をあてることで、本研究は、出生率に対する潜在的効果を探る目的でヨーロッパの家族政策を見直すための貴重な枠組を提供する。

4. 西欧における家族政策

●母性保護

母性保護、すなわち出産前後の女性の保護と育児休業政策は家族政策の中心的要素であり、ヨーロッパにおける最も古い家族関連の福祉国家政策でもある。新生児と小児の保育が19世紀末に政治課題となって以来、母性保護と育児休業は議論の対象となってきた。当初から、女性が出産・育児で仕事を中断するのを許可するかどうかの問題は、女性の雇用、ジェンダー間の平等、労働保護、労働規則の論議の中に埋め込まれていた。20世紀初めになると、母性と女性保護関連の法律は母親の健康、乳児死亡率、出生率の低下、人口の推移、国家の状況などと結びつけられるようになった。しかし、20世紀後半になってはじめて、保健と保育が切り離され、母性保護と育児休業が切り離された二つの家族政策と考えられるようになったのである。

女性と出産を取り囲む社会、経済、人口状況が似ていたにもかかわらず、ヨーロッパ諸国は母性保護と出産休暇についてさまざまな異なるアプローチをした。大陸諸国、なかでもスイス、オーストリア、ドイツは、女性に産休と育休を強制的にとらせる方針を取り、賃金労働と母性を両極におくようになった。フランスは「母性政治」を追求し、女性すべてを母親として、母性と賃金労働の両立を可能にし、母親であることと雇用の両立を支援した。スカンジナビアでは、出産休暇と女性の保護に関する労働法の制定には慎重に対応した。それをす

れば、労働市場での男女分断をさらに進め、男女平等の権利要求に陰を落とすことになると考えたからである(Bock and Thane 1991; Koven and Michel 1993; Wikander, Harris and Lewis 1995)¹⁴⁾。20世紀初頭以降、国際条約¹⁵⁾が採択され、出産休暇の立法化への収斂と調和を推し進めることにつながったが、休暇の設定と休業手当の支給に関しては、各国における歴史的背景を反映して多様性を残している。

西欧大陸諸国とイギリスでは、出産休暇の期間がドイツの最低期間の14週からイタリアの20週までの幅があり、16週から18週が平均的な長さである。未熟児や多胎児の出産の場合には、特別規則が適用されることがある。フランスでは、3人以上の子を持つ母親の場合、26週の休暇が与えられる。スカンジナビア諸国では、出産休暇は選択的、男女中立的な育児休業制度の中に統合されているが、いずれの国でもこのうちある部分は母親だけに適用される。すべての国で出産休暇は社会的権利である。出産休暇中の母親は解雇に対して保護されており、同じ職場に復帰する権利をもつ。

大半の国では、働く女性の中でも雇用保険に加入している人のみに産休中の手当を支給している。子どもの誕生時に父親休暇(通常短期)を男性にも与えている国では、このことは男性にも当てはまる。母親に普遍的な出産休暇手当を受ける権利を認めているのは、フィンランド、ノルウェーであり、また、一部分では、スウェーデンとデンマークである(Missoc 2001; Moss and Deven 1999)。しかし、通常、出産以前に雇用されていなかった母親に対する手当の額は少ない。オーストリアにおいても、2002年から雇用された経験のない女性にも(全員に支給される育児休業手当の一部として)一律の手当を受ける資格がある。ただし、外国籍の女性には多少制限がある。西欧諸国のほとんどすべての国で、手当の金額は休暇取得前の月給の

表1 西欧における産休にかかわる規制：1999-2001

国	期間(週)	所得補填(%)	父親の休暇
オーストリア	16	100	none
ベルギー	15	82(1カ月) 75-60(その後)	3-4日
デンマーク	18 ¹⁾	定額 ²⁾	14日
フィンランド	17.5	43-82	6-18日
フランス	16-26 ³⁾	84	3日
ドイツ	14	100	なし
ギリシャ	18	100	あり
イタリア	20	80	なし
オランダ	16	100	2日
ノルウェー	9 ¹⁾	100	2週 ⁴⁾
ポルトガル	17.1	100	5日
スペイン	16	100	2日
スウェーデン	8.5 ¹⁾	80	10日
イギリス	18	90(6週間) 定額(その後)	なし

出所：MISSOC 2001 and 2002; Leira 2002; OECD Employment Outlook 2001.

注：1) 母親の産休は育児休暇の一部。ここでは母親のみとることができる週を記載。

2) 失業手当と同等。

3) 3子以降は、26週間。

4) 法的育児休暇は無給。

80%から100%相当であり、休業中の全期間ないし一部について支給される。

ヨーロッパにおける出産休暇は、母親に妊娠期間中と産後の所得と雇用を保障するという政治的意図を反映している。出産休暇が義務か任意かは、その国の女性と雇用に対する姿勢を反映して異なる。一般的に新生児の育児よりも健康の方が重要視される。ただし、いくつかの国の出産休暇関連法では育児の必要性に注目し、父親にも子どもが生まれたときに父親休暇をとる権利を付与したり、母親が病気になったり産休中に死亡した場合には、保護つきの休暇と手当を受ける権利を付与している。

●育児休業

ヨーロッパの家族政策の中で育児休業は最後に現れた課題であり、ここ20年間に最も大きな変化のあったものである(Daly 2000)。オーストリアは、1957年に母親に無報酬で産休後6カ月の休暇をとる選択肢を与え、ヨーロッパで最初に育児休業を導入した。他の国が育児休業を制度として設置し始めたのは1970年代ないし80年代のことである。1990年代半ばまでには、ポルトガル、スペイン、ギリシャを例外として、大半の国が育児休業中になんらかの手当を支給するようになってきている(Daly 1997, p.140)。育児休業に関するEC指令¹⁶⁾の発令により、1998/1999年度にベルギー、アイルランド、ルクセンブルグ、イギリス¹⁷⁾はヨーロッパ内では最後に育児休業に関する規制を決定した(Falkner et al. 2002)。育児休業導入と修正を試みる政府の意図は、国により、また時期により異なる。大陸ヨーロッパ諸国では、育児休業は通常、産休の延長として考えられており、このため、母親のみに与えられている。1970年代半ばまで、育児休業法の通過につながったのは、労働力不足を懸念する労働市場からの思惑だった。その後は、北欧諸国、なかでもスウェーデンが先導するジェンダー平等、育児、仕事と家族生活の両立の推進が主な論点となった。この雇用－育児－ジェンダー問題の結びつきが、ヨーロッパにおける家族政策の中でも特に育児休業政策が激論の対象となった理由である。

ヨーロッパで実施されている育児休業には大きな幅がある。6カ月を最長とする短期休暇を認めているのは、ギリシャ、イギリス、デンマーク、ポルトガルである。2年から3年の長期休暇があるのは、オーストリア、ドイツ、フランス、スペインである。半年以上・2年以下なのは、イタリア、ノルウェー、スウェーデンである。フィンランド、ノルウェーそれにベルギーは特殊な規則があり、フィンランドとノルウェーは、公共の保育施設の明確な代替案として育児休業の延長を認めている。フィンランドは、

3歳以下の子どもがいる家族すべてに対して在宅保育手当を1990年に導入した¹⁸⁾。この手当は、公共の保育所を利用するかわりに受給することができる。私的な保育サービスを利用する親は、その経費を全額ないし一部補助する意味で在宅保育手当を受けることができる。また、いくつか地方自治体は、公共の保育サービスへの需要を少なくするために追加の在宅保育手当を出している。学齢前の子どもが2人以上いる世帯はさらに補助金を受けられる。さらに、片親が一人で在宅保育をしている場合、所得審査を受けた上で割増手当を受給できる(Ilmakunnas 1997; Simonen and Kovalainen 1998)。ノルウェーでも1歳から2歳の子どものいる親に同様の手当が1999年から導入され、公的保育施設を(週あたり32時間以上の)フルタイムで活用しない親には、全額支給される。全額とは大まかにいって公的保育への国の一人当たりの補助金と同額である。フルタイムでなく、時間を限って公的保育施設を利用している親の受ける手当は減額される(Ronsen 2001)。フィンランドやノルウェーと対照的に、ベルギーは延長休暇(「キャリア休暇」)を提供しており、これは雇用ローテーションをとおして失業者を労働市場に統合しようという労働市場政策の一環として行われているものである。1985年以来、ベルギーは民間部門の就業者全体を対象に(生涯を通して)5年間を限度とするキャリア休暇と就業時間短縮の選択肢を与えている(ただし、雇用主の承諾が前提)。休業中の人の代わりに失業者がその職についてした場合、手当が6カ月から1年間、支払われ、休業中の人は解雇されないように保護されている。

ポルトガルを除くヨーロッパのすべての国では、育児休業が与えられるのは親だけである。ポルトガルでは祖父母むけの育児休業制度をつくった(Falkner et al. 2002)。EC指令によると育児休業をとった親は解雇されないように保護を受け、元の職場に復帰する権利をもつ。しかし、EC指令は3

カ月の育児休業の制定を要請しているにすぎない。それよりも長期の休暇を定めている国内法は、必ずしもそのような総合的保護を育児休業の全期間をとおして付与しているわけではない。特に、元の職場に復帰する権利は、「同じまたは同等の」職場に復帰する権利というように緩和されることもある(Falkner et al. 2002)。さらに、親は育児休業をとる権利をもっているが、国によっては、雇用主が申請どおりの育児休業に反対することもある。

支給される手当についても、国の間で大きな違いがある。大多数の国では、育児休業は無給または(通常は低額)一律の金額が支給される。母親と父親が生活水準を維持できるように所得に連結した手当を支給しているのはスウェーデン、ノルウェー、フィンランドだけである。デンマークは一律の水準から雇用関連の手当(失業保険の60%)の範囲の給付額を支給している。手当について特別規制があるのは、フランス、ドイツ、フィンランド、オランダ、ベルギー、スウェーデンである。フランスでは、子どもが2人以上いる親のみが支給対象である。ドイツでは、手当を受給するためには所得審査が必要である。フィンランドは、在宅育児手当に子どもの数に応じた割増金を支払う。ベルギーとオランダでは、育児休業は無給だが、労使(団体)協定により賃金が支払われることもある。スウェーデンでは、前の出産から一定期間中に次の子どもを生む母親には、前の子どもを出産する前に得ていた所得をベースに計算した手当を支給する「スピード・プレミアム」がある。これは子ども1人を生んだ後、雇用を中断したり、就業時間を短縮したりする母親にとっては有利な制度である。これら手当を支給している国々においては、以前の雇用に関する条件が課される場合もある。

ベルギーでは、(無給の)育児休業と(有給の)キャリア休暇を併用することは許されていない(Falkner et al. 2002)。ポルトガルでも同じような状況にあり、親は(手当と雇用保護付きの)3カ月の

育児休業か、無給の24カ月の休暇(雇用保護なし)を選択しなければならない¹⁹⁾。オーストリアは、育児手当が子どもの3歳の誕生日まで給付されるが、(雇用保護付きの)育児休業は子どもの2歳の誕生日までしかとることができない。3カ月間の育児休業は子どもが7歳になるまでとれるが、3歳以降にとった場合には、手当は一切支給されない。ドイツでは、オーストリアとは全く逆であり、育児休業は子どもが3歳になるまでとれるが、手当は2歳までである。

制度適用の柔軟性も国によって異なる。育児休業を出産休暇直後か出産時期近辺から付与しているところはドイツ、フランス、フィンランド、ギリシャ、ノルウェー、スペインである。これより柔軟性のある適用をしているのはポルトガルとベルギーで、子どもが3歳ないし4歳になるまで育児休業がとれる。オランダ、デンマーク、オーストリアでは子どもが7歳ないし8歳になるまで、育児休業の全期間またはその一部を取ることができる。イギリスでは1年間にとれる日数に上限がある。柔軟性が最も高い規則を採用しているのはスウェーデンで、親が自分たちで育児に必要なと思われる時期を計画して休業することができる。

育児休業と関連したパートタイム勤務規則(子どもが3歳以下の間の措置として)は全ヨーロッパにある。ほとんどの場合、育児休業とパートタイム就業を組み合わせることができる。しかし、母親も父親もパートタイムで働く権利があるわけではなく、雇用主の同意を必要とする場合もある。パートタイムの場合、手当は通常減額されるが、受給期間は延長される場合もある。ベルギー、オーストリアなどでは、勤務時間の短縮による所得減額について何ら保障金はない。(フルタイムでの)育児休業を付与しているスウェーデンでは、最も寛大な権利に基づく規則を制定しており、子どもが8歳になるまで勤務時間の短縮ができる。

育児休業に関するEC指令に沿って、ヨーロッパ

各国は、育児休業を母親に限定し父親の育児休業の請求を母親の育児休業と関連づける規則を撤廃した。現在では、育児休業は男女どちらでも個人の権利として授与されている。ほとんどの国では、父親・母親ともに同じ期間の育児休業をとることができる。国によっては育児休業の一部を父親専用にし、父親がそれを放棄する場合は、その育児休業期間も手当の権利も消失することになる。

また、EC指令は、火急の家族の事情があった

場合のケア休暇の権利を認めるよう各国に要請している。このケアとは育児と限らないが、子どもは予測できない病気やケガをすることがあり、その看護・介護は親の権利の重要な部分である。指令は期間の長さや報酬についての要件を規定していないので、これに関する規則は国ごとに大きく違う。年間3日間の無報酬のケア休暇から、子ども一人当たり年間(1~2週間の)短期休暇、さらに寛大なスウェーデンの休暇(1980年制定)までさ

表2 西欧における育児休業：1999-2002

国	期間	給付	年齢制限	パートタイム	父親がとる権利
オーストリア	2年	定額(30カ月+6カ月(父親))	3歳;7歳まで3カ月は無給	yes	6カ月
ベルギー	3カ月+キャリア休暇(5年)	定額	4歳;10歳(公務員)	yes	あり
デンマーク	13週(両親それぞれ)か26週(子どもが1歳以下)	定額(60%失業手当)	8歳		あり
フィンランド	26週	43-82%	3歳	yes	あり
	在宅保育手当(3歳まで)	定率+子供数に応じた補填	3歳	yes	あり
フランス	3年	定額(2人以上の場合)	3歳	yes	あり
ドイツ	3年	定額2年,所得制限あり	3歳;8歳まで1年は有給	yes	あり
ギリシャ	3.5カ月(両親それぞれ)	無給	3歳;8歳(公務員)	yes	あり
イタリア	10カ月(計)	月収の30%	8歳	yes	あり,父親が3カ月とると1カ月の追加
オランダ	6カ月(両親それぞれ)	無給	8歳	yes	あり
ノルウェー	42to52週(産休含む)+1年cash-for-care	100%(42週間) 80%(52週間) 定額	2歳	yes	1カ月
ポルトガル	6カ月(両親それぞれ)2-3年(3人目以降)	無給	3歳	yes	あり
スペイン	3年	無給	3歳;6歳(公務員,パートタイム)	yes	あり
スウェーデン	15カ月 3カ月	80%(1年;その後は定額) 無給	8歳	yes	1カ月
イギリス	13週(両親それぞれ)	無給	5歳	yes	あり

出所：Moss and Deven 1999; OECD 2001; The Clearinghouse on International Child, Youth and Family Policies at Columbia University.

まぎまである。スウェーデンでは、育児休業は子ども一人当たり年間120日まで付与されており、個人または保育センターなどの「通常の保育者」が子どもをみられないときには、親は60日をこれにあてて利用できる。

ヨーロッパにおける育児休業の経緯と現在の規則を出生率への影響という視点からみると明快な特徴が認められる。ダーレイ(Daly 1997, p.140)が注目したように、無手当、あるいは一律かつ低額の手当の支給は、所得保障型の国では極めて希である。しかし、その一方で、育児休業制度がすべての被雇用者に拡大されたことも観察できる。また、同様に、期間も手当額もほとんどの国で拡大されてきていることは、全ヨーロッパで他の福祉国家の給付が縮小され、労働法が緩和されて、被雇用者の権利が弱体化している中で、珍しい動きといえる。

さらに、育児休業をとる資格は、母親、父親にとって社会的権利となった。実際に父親が育児休業をとっている率をみてもわかるように、父親の育児休業の権利が、育児休業のジェンダー構造にすぐには反映されることはないだろう²⁰⁾。ほとんどすべての国で、育児休業手当のレベル、男女の所得格差、雇用と育児に関するジェンダー規範が、これまでの行動を急速に変化させる上で障害となっている。かろうじて、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、それに程度は少ないがフィンランドが、労働政策、ジェンダー政策、保育政策において、雇用、所得、保育におけるジェンダー不平等を少なくすることに連動させてきた(Hernes 1987; Bergquist et al. 1999)。まだまだ小さいがある程度の育児休業を父親がとっているのはこれら諸国である。しかし、どの国でも、政策として育児休業の平等をうたっていることは、家族や雇用の分野での変化を可能にする重要なステップといえる。

全ヨーロッパで育児休業に関する発展がみられたことは、育児ニーズについて政治的認識があっ

ただけでなく、雇用と育児の両立の困難さが認識されたということでもある。前述のように、国々がこの対立を解決する戦略にはかなりの幅があり、ましてその実施となるとさらに多岐にわたる。それでも、ヨーロッパ各国における政策の構造に類似性が認められる。南欧諸国とイギリスでは、育児休業の発展が最も遅い。通常、休業は無給であり、国によっては育児休業をすでに何年か施行してきたが、法律制定にあたって何らかの手当を支給することは考えにもなかった(Falkner et al. 2002)。大陸の福祉国家は、まったく違った政策意図を追求している。ドイツとオーストリアの両国は母親が労働市場から退くことを奨励している。ドイツでは、男性の稼ぎ手が母親と子どもを扶養すべきであるとの想定に根ざしている。この点、ドイツは南欧諸国に近い。オーストリアの雇用維持についての複雑な規則は、母親による育児を母親の雇用よりも重要視する政策意図を強調しているものの、シングルマザーが歴史的に高率であるという現実があり、ドイツに比べ、「男性＝稼ぎ手」と見なす政策の傾向が少ない。ベルギー、フランスそれに最近になってオランダは、母親の雇用に重点を置いている。オランダは雇用中断よりはパートタイムで仕事を継続することを奨励しており²¹⁾、フランスとベルギーは母親の職場復帰を支持しているが、労働市場から長く退くことに対する選択肢を用意している。北欧では、スウェーデンとデンマークの育児休業規則は明らかに両方の親の雇用に志向している。スウェーデンの政策は、育児と雇用の両立を支持し、母親と父親が平等に育児休業を分け合うことに親が柔軟に対応することに力点を置いている。デンマークの育児休業規則は、比較的低額の手当と、また後に見るように、公的保育の期間延長を通して早期職場復帰を促している。

●保育サービス

公的保育サービスは、孤児や、母子家庭または

働いている母親の子どもに対する施策として生まれた。19世紀から20世紀初頭にかけて、公的保育の主目的は、慈善事業から教育へと移行した。保育施設は、母親が働いている可愛そうな子どもの面倒をみるだけの施設ではなくなり、低階層の子どもたちに就学前教育を与える施設となったのである。その目的は子どもの社会性と発達を促すことであった。このような保育の目的の変更と平行して、保育施設は、従来の民間、教会を中心とした保育プログラムから、公的部門による保育および就学前教育へとシフトしていった。

ベルギー、フランス、イタリア、オーストリアなどのヨーロッパ大陸部のカトリック諸国とオランダ、英国が施設保育の先駆者である。これら諸国は1920年には、保育所、幼稚園就学前学校のネットワークを設置しており、3～5歳児の在籍率は、最高時点で66%にもなった(Bahle 1995, p.102; Kamerman 2000, p.3)。第二次大戦末でも、ヨーロッパ内のカトリック諸国とオランダは域内で最も広範な公的保育を提供していた²²⁾。しかし、それ以降、各国は、さまざまな公的保育政策をとることになる。

ベルギーとフランスは幼稚園制度を継続して拡大し、1970年には3～5歳児を全入させるほどに発展し、1970年代以降は、3歳児以下にも保育を拡大するべく投資した。一方、オランダでは、1990年代初めまで公的保育が推進されることはなく、1990年代になって、政府は「混合経済」を基盤として保育施設を拡大する政策をとることにした。これにより、公的施設、民間(営利目的)施設、公的補助金を受けて雇用主が提供する企業内保育施設でのサービスが平行して行なわれるようになった(Knijin 1998, p.91; Bussemaker 1998; Hemerijck 2000, p.198)²³⁾。

イギリス、ドイツ、オーストリアでは、就学前の子どもには普遍的公的保育よりも母親による保育に重きを置く政策を追求した(Ostner 1994, p.45; Moeller 1989; Land and Lewis 1998)²⁴⁾。これらの

国々では、最近の動きについても、この方向から部分的に離脱しているだけである。1997年に、イギリスは、それまでのバウチャー制度に代わって、育児税額控除を導入し、保育と就学前教育を拡大する努力に着手した(Land and Lewis 1998; OECD 2001, p.179)。ドイツでは、中絶に関する規制の改正にともない、3歳から6歳までの子どもが保育園に入れる権利を付与する法律を1996年に採択した。オーストリアでは、政府が保育サービスに特別拠出をする短期的措置をとったため、1990年代後半になって保育施設が多少増加した(増加のほとんどは幼稚園にみられ、保育園は少ない)。しかし、2000年以降は、再び家庭保育、特に3歳以下の幼児の家庭保育を奨励する政策に転換した²⁴⁾。

1960年代以前のスカンジナビア諸国の公的保育サービスは、大陸諸国と比べて遅れをとっていた。これらの国々が公的保育サービスを始めたのは1960年代後半²⁵⁾から1970年代初めになってからである。しかし、それからの保育サービスの拡大はヨーロッパの他国のペースを大きく上回った。この早い拡大をもたらしたのは、公的保育にかかわる認識と目的の大きな変化である。保育は、福祉や教育の問題ではなく、労働力不足を解消する女性の労働力参加を支援する手段と考えられるようになったのである(Sipila et al. 1997, p.33)。1970年代の半ば、スカンジナビア諸国においては、保育が新しい土俵にのせられ、普遍的ケア・サービス、平等、ならびに市民(子どもの)社会的権利を実現する政策の一環として認識されたのである。その結果として、地方政府は保育所の設置を法的に義務づけられ、その整備を国が支援することになった(Sipila et al. 1997; Waerness 1988; Simonen and Kovalainen 1998; Szebehely 1998; Borchorst 2002)。大陸諸国のほとんどとは対照的に、スカンジナビア諸国は、年齢を問わず、就学児も含めて、子どもすべてに保育サービスを提供することを目標とした。1990年代になると、フィンランドとノル

ウェーは、保育の問題を民間の力をもって解決することを奨励するようになり、フィンランドでは、在宅保育手当、ノルウェーでは「保育サービスの為の手当 (Cash-for-care)」奨励策を推し進めた (Waerness 1998; Simonen and Kovalainen 1998; Borchorst 2002; Leira 2002, p.113)。しかし、このような家族や民間による保育を支援したからといって、公的保育所で預かってもらう権利を取り去ったわけではない。

組織的な観点からは、ヨーロッパでは、大部分の保育施設の維持管理ならびに保育サービス業者に対する資金援助を通して、国家が保育サービスの主たる提供者である。家庭外の保育サービスに対する政府の関与は、域内でも国内でも程度が異なる。多くの国、特にカトリック諸国では、ここ40年間で低下しつつあるものの、教会が依然として保育提供者の多くを占める。イギリス、西ドイツ、オランダなどでは、非営利組織があらゆる年齢層の子どもむけの保育サービスに大きな役割を果たしてきている。オランダでは、雇用主が保育サービス提供者として表面に出てきた (Hemerijck 2000, p.198)。その他の国では、ボランティア団体や民間団体が3歳以下の子どもの保育の重要な担い手になっている。国によっては、いろいろな形態のベビーシッターが施設保育の一部を代替する役割を果たしている。ここ10年間において、福祉国家の構造改革に伴ってサービス給付から現金給付への政策転換がおこったことにより、保育提供者としてのボランティア組織と民間組織ならびにベビーシッター等の重要性が増した。

行政・財政・法的な観点からは、公的な施設保育の提供は地方自治体の責任である。これは特にドイツ、オーストリア、イタリア、デンマーク、スウェーデンについて当てはまる。デンマークとスウェーデンは保育サービスの提供を地方自治体に義務づけており、結果として、施設保育をすべての子どもに保障しているが、他の国はそうではな

い。このため、ヨーロッパ内でも地域によって保育施設の数、サービス(開園時間など)、コストの格差が生まれている。これは、民間組織やベビーシッターなどが保育提供システムのなかで大事な役割を果たしているような諸国についても言える事である。

保育施設に在籍している子どもの率には、ヨーロッパ内において大きな幅がある。表3は、1990年代半ばと後期の数字である。データ収集と集計方法の違いから、厳密な比較は難しいが²⁶⁾、この表からある程度のパターンは認識できよう。3歳以下の子どもについては、スカンジナビア諸国、ベルギー、フランスは比較的公的保育が普及している。これらの国の在籍率はヨーロッパの標準からみると高い。また、北欧諸国、ベルギー、フランスは3歳以下の子どもに対しても、公的保育を受ける権利を有することを法律で認めている国である。その他の国では3歳以下の子どもの保育は大体、個人に任されている。フィンランドは、特殊なケースであり、1990年代半ばの在籍率は比較的高いものの、1990年代後半にかけてその率は減少している。これには在宅保育手当の受給率が高いこと、それに1990年代初期の失業率が高かったことが影響している (Iilmakunas 1997; Anttonen/Sipila 1996; Sipila 1997)。1990年代の後半になって経済情勢が好転したことで、3歳児以下の在籍率は再び増加した (Anttonen 2001, p.149)。

3歳から就学年齢(通常6歳)に達するまでの子どもについては、施設保育が一般的である。ほとんどの国では、この年齢層の子どもが保育所に入れることを保障しているが、下記に見るように、必ずしもフルタイムというわけではない。1990年代半ばにおいて、この年齢層の子どもの在籍率はポルトガルの48%からフランスの99%まで幅があった。しかし、1990年代末には、ほとんどの国で対象児童の75%以上の在籍率を示しており、過半数は80%以上となっている。この年齢層の中でも学齢期に近い年齢

表3 公的資金による保育サービスを受けている子どもの率：1993/1994と1998/2000

国	公的保育サービスを受けている3歳以下の子の率		保育サービスの保証 (3歳以下)	公的保育サービスを受ける3-6歳の子の率		保育サービスの保証(3-6)	公的保育サービスを受ける6-10歳の子の率 1993/1994
	1993/1994	1998/2000		1993/1994	1998/2000		
オーストリア	3	4	no	75	79	no	6
ベルギー	30	30	>2,5	95	97	yes	
デンマーク	48	64	yes	82	91	yes	80
フィンランド	32	22	yes	59	66	yes	65
フランス	23	29	>2	99	99	yes	65
ドイツ(統合後)	2	10	no	85	78	yes	
ドイツ(西)	2	3		85	87	yes	5
ドイツ(東)	41	36		117	111	yes	34
ギリシャ	3	3		70	70		
イタリア	6	6	no	91	95	yes	7
オランダ	8	6	no	71	98	>4	5
ノルウェー	31	40	no	72	80	no	31
ポルトガル	12	12		48	75	>5	10
スペイン	2	5		84	84		
スウェーデン	33	48	>18 mo	72	80	yes	64
U.K.	2	34 ¹⁾	no	60	60 ¹⁾	yes	5

出所：Daly 2000; Gornick, Meyers, and Ross 1977; OECD 2001a; OECD 2001b.

注：1) イギリスのみ(スコットランド、ウェールズ、北アイルランド等を除く)

ほど在籍率がさがる。多くの国では、子どもが通学し始めると在籍率は目立って下がる。放課後の児童保育を実施しているのは、デンマーク、フィンランド、フランス、スウェーデン、それに割合は低くなるがノルウェーと東ドイツだけである。

ドイツ、オランダ、オーストリア、イギリスでは施設保育は3歳から6歳の子どもであっても、パートタイムが基本である。1992年のドイツの調査では、東ドイツの(3～6歳の)幼稚園児の57%がフルタイムの保育を受けていたのに対し、西ドイツではその率が7%であった(Ostner 1998, p.130)。オーストリアでは、1997年の幼稚園の22%が半日だけ開園しており、お昼時には11%が閉まっていた(Neyer近刊発表)。在籍時間の平均はオランダの場合が週14.6時間、スウェーデンでは週28.2時間だった(とちらの場合も、0～12歳を対象。The

Clearinghouse 2000, Table 1.24)。

国際比較ならびに人口学的な視点から保育サービスを見ると、スカンジナビア諸国とフランス語圏と他のヨーロッパ諸国の間で大きな溝があることがわかる。スカンジナビア諸国、ベルギー、フランスは、すべての年齢層の子どもを対象にした包括的保育体制にむけた政策をとっている。保育を受ける社会的権利を背景に、すべての年齢層でサービスを受けている率は高い。しかし、行政面、組織面からみるとそれぞれの国で実情は異なる。ベルギーでは、保育は主に公的サービスと、政府の補助金を受けた在宅サービス(個人による)保育を組合せている(Bussemaker and van Kersbergen 1999, p.37)。スカンジナビア諸国では、福祉国家のサービスの一環として発達した公的保育への依存度が高い。しかし、フィンランドとノルウェーは私

的な保育を補助し、母親(父親)による子育てを奨励することで、このグループから離脱しつつある。デンマークとスウェーデンでは雇用確保を前提とした、公的保育制度に固執している。フランスは多元化制度を確立し、公的サービスの種類の多様化、公認ベビーシッターの支援、それに民間の在宅保育サービスを利用している人に対する税額控除などの選択肢を提供している。

研究者たちは公的保育サービスを母親と家族の支援手段として考えているが、民間保育サービスに対する補助金の効果については意見が分かれている。これらの政策は通常、親にとっての保育の選択肢の拡大として支持される。しかし、選択肢は平等に配分されているようには見えない。Martin et al. (1998, p.151)は、フランスについて、この制度による選択肢を享受できるのは、首都圏に居住する生活が比較的豊かな人たちだけであると述べている。低所得世帯、子どもが数人いる世帯、シングルマザー、農村地域の母親にとって、依然として保育の問題は解決されていない。スカンジナビア諸国についても同様の懸念をもつ研究者がいる(Illmakunas 1997)。フランスとスカンジナビア諸国における保育サービスの為の手当(Cash-for-care)制度は、育児の男女分業をさらに際立たせ、出産後の女性の労働市場再参入を低下させている(Leira 2002)。育児のために労働市場から身を引くのは通常、母親であるからである。これらの報告を読む際に、フランス、フィンランド、ノルウェーにおいては、それまで広く普及し、高度に発達した公的保育制度の背景の中から、民間(親または有料の)保育に補助金給付を始めたことを念頭におく必要がある。

地中海地域、ドイツ、英語圏諸国の保育状況ならびに保育政策は、スカンジナビアとフランス語圏とは明らかに異なる。これらの国における3歳以下の幼児に対する公的保育サービスは非常に少ない。この年齢の幼児の育児は親ないし家族の仕事

というのが一般的な考えである。唯一、オランダはこの年齢層の幼児のための保育刺激策の導入に成功したが、それ以外の国では3歳児以下の保育所在籍率は低迷したままである。

3歳から就学までの子どもに対する政策は国による違いが大きい。イタリアは、長期にわたって就学前の子どもの公的保育施設の普遍的な普及を追求してきており(Della Sala 2002)、保育を受けている率はヨーロッパの中でも最も高い。スペインは就学前教育を教育の一環と見ており、公的就学前学校の受け入れ率が高くなっている(Valiente 2002)。イギリスは長いこと保育を個人の責任であると見てきたが、最近、民間部門、ボランティア部門を通しての保育サービスを拡大する方向にある(Randall 2002)。ドイツ、オーストリアでは、保育に対する明確な方向性を打ち出していない。すべての子どもを公的保育施設に入れる(ドイツ)、または保育の必要な人すべてにそれを提供しようとする(オーストリア)政策をとっているものの、公的保育は補助的であるという原則を崩してはいない。これらの国では、施設保育は家族による育児を補完するものであり、親自身の育児や親が準備した保育サービスの代替を提供するものではない。

「サービス水準の低い」国のすべてにおいては、保育政策と保育制度は改編の最中である。いずれも公的保育サービスの拡大の必要性については全体的な合意ができている模様である。同時に、保育サービスは地方分散、民営化、民間の活動に移行されつつある。これらの変化が、保育サービスの範囲がスカンジナビア諸国やフランスやベルギーよりはるかに低いレベルの国々で始まっていること考えると、今後、保育サービスへのアクセスや費用負担能力において、社会・経済的な格差が世帯間で拡大することも考えられる。

●児童手当

児童手当制度は幅広い政策意図から発生した

制度である。初期の制度の多くは、子どものいる寡婦、離婚した母親または母子世帯など、特定の世帯グループを対象としていたもの、あるいは孤児に対する手当を支給するものであった。大戦後、いくつかの国は、戦後の何年かにわたって貧困と栄養不良を軽減するため、子どもむけの栄養補助金制度を取り入れた。また、2回の大戦の間には、ヨーロッパのほとんどすべての国が、家族手当制度を導入・維持した。家族手当は子どものいる労働者に支払われ、高騰する物価の打撃を緩和し、経済的な困窮を助けた。しかし、この家族手当の対象となったのは、特定産業の労働者と公務員だけだった。これら初期の家族手当は、ほんの数年間継続したものがほとんどであったが、子どもへの現金給付制度の成立に向けての重要な一歩となった(Bahle 1996, p.53)。

ヨーロッパにおいて、貧困対策や必要に応じた緊急対策ではなく子どもを支援することを目的とする制度の大半は、第二次大戦後に確立したものである。唯一、フランスとベルギーは、第二次大戦以前に制度化され、1945年以降も継続している児童手当制度を確立している。フランスにおいて、子どもに対する現金手当制度が導入されたのは、ナショナリスト、出産奨励主義者、カトリック、フェミニストのグループらが一緒になって政府による家族支援を追求した長い闘争の結果である(Offen 1991; Pedersen 1993; Cova 1991)。手当は、雇用と関連づけられており、大家族の父親に給付されるものであった。また、大家族の母親にも「母の賃金」の名目で追加給付があった(Offen 1991, p.150)。一方、ベルギーにおいては、児童手当制度の設置以降、一貫してその手当は母親に給付されている。ドイツ語圏とオランダは第二次大戦後、賃金抑制の保障として家族手当を導入した(Moeller 1993)。手当の対象は、子どもが数人いる男性勤労者であった。また、イタリアとスペインでも男性労働者むけの家族手当制度が設置されている。スカンジ

ナビア諸国とイギリスは、母親に支給する普遍的な形態の家族手当を選択した。大多数の国で、児童手当の設立当初は、子どもが数人いる大家族だけに支給されるものであった(Wennemo 1994, p.62-64,131)。

1985年までには、それまで雇用ベースに児童手当を支給してきた国々のほとんどが、普遍的給付に切り換え、過半数(13カ国中7カ国)の国で母親が給付の対象となった(Wennemo 1994, p.64-67, 84)。さらに、1950年代から1980年代の間に、ほとんどの国において、家族手当の受給資格から、子ども数、世帯所得、世帯類型などの要項を撤廃する方向に制度を改正した。

その結果として、2001年時点においては、児童手当を雇用ないし雇用をベースとする社会保険に結びつけている国は、南欧諸国とベルギーの5カ国だけとなった。南欧諸国では、受給資格に所得審査を要し、年間所得が一定額を超えない世帯だけに支給している。さらに、イタリアでは、年間所得の70%が従属的な(dependent work)仕事から得たものであることを条件とし、ギリシャでは手当申請の前年に50日間の社会保険加入期間(雇用期間)のあることを条件としている。また、フランスでも受給者制限があり、子どもが2人以上いる家族のみが児童手当を受給する資格がある。しかし、その他の国では、子どものいる全世帯が児童手当の受給対象となっている。このため児童手当は社会権利の原則が最も広く適用されている家族政策といえるであろう。

ヨーロッパ内の大多数の国における児童手当はすべての子どもに支出されているが、その給付金額については、子ども一人当たりの給付金額は、世帯内の子ども数および子どもの年齢によって異なる。唯一、ノルウェーだけが一人一人の子どもを平等に扱っており、例外となっている。ほとんどの国では、子どもの数が増えると給付額も増加するが、イギリスにおいては第二子以降の給付額は

減額される。スウェーデンでは、第一子、第二子は同額であり、第三子以降は増額される。同じくドイツでも、第四子以降の給付が増額される。

子どもの年齢によって給付額に差を設けているのは6カ国だが、そのうち3カ国は、さらに子どもの数によって給付金額が異なる。支給対象年齢は国によって大きな幅がある。ポルトガルは生後12カ月以内と以上で区別し、ノルウェーでは3歳以下と以上で区別している。デンマークでは年齢制限を3、7、18歳に設定しており、オランダは5、11、17歳²⁷⁾、ベルギーは6、12、18歳²⁸⁾、オーストリアは10、19、27歳、フランスは11と16歳である。ポルトガル、デンマークノルウェーでは、給付金額は、子どもの年齢に応じて減額し、逆にオーストリア、

ベルギー、フランス、オランダでは給付レベルは増額する。障害のある子どもに別途手当を支給する国は数多い。

このような子どもの数や年齢によって異なる給付金額構造は、家族支援制度の原則が国によって異なることを反映している。子どもの数によって給付金額に差を設けている国は、子ども1人の世帯よりも子どもが数人いる世帯をより支援したいと考えている。これらの支援策は、出生奨励的な意図よりも貧困を防止し、これら世帯の経済状況を維持することを目的としている。子どもの年齢によって給付額を定めている国は、子どもの成長の段階に応じて親の経費負担が違うことを想定している。

児童手当は育児に要する経費を公的に埋め合わせる制度であると見なされている。しかし、エスピン・アンデルセン (Esping-Andersen 2002, p.53, Table 2.7) によると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて見られたヨーロッパの数カ国における家族関連社会支出の増加は、必ずしも子どものある世帯の可処分所得の増加には繋がらなかったとしている。これに関して、エスピン・アンデルセンは「子ども一人当たりの公的移転が増加しているにもかかわらず、多くの国で子どものいる世帯の所得状態は悪化している」と結論づけている (Esping-Andersen 2002, p.52)。同氏はさらに、ヨーロッパにおいて児童手当は依然として家族支援の重要な手段ではあるが、家族の経済状況を向上させる主要因は、母親の就労であるとしている (Esping-Andersen 2002, p.58)。

5. 家族政策—低出生率の対策となりうるか

家族政策の経緯と現行の施策を出生率との関連からみると、いくつかの特徴が目立つ。家族政策の施策と様式には国による違いがかなり大きい。このため、家族政策が個人の出産行動にどのような効果を与えるかを国際比較するのは困難である。しかし、それでもいくつかの国において、同じ

表4 ヨーロッパの児童手当：2000-2002

国	基本概念	子供数による差	年齢による差
オーストリア	普遍的	あり	あり
ベルギー	雇用ベース	あり	あり
デンマーク	普遍的	なし	あり
フィンランド	普遍的	あり	なし
フランス	普遍的 二人目以降	あり	あり
ドイツ	普遍的	あり	なし
ギリシャ	雇用ベース, 所得ベース	あり	なし
イタリア	雇用ベース, 所得ベース	あり ¹⁾	
オランダ	普遍的	あり ²⁾	あり ²⁾
ノルウェー	普遍的	なし	あり ³⁾
ポルトガル	雇用ベース, 所得ベース	あり	あり
スペイン	雇用ベース, 所得ベース	なし	なし
スウェーデン	普遍的	あり	なし
イギリス	普遍的	あり	なし

出所：MISSOC 2001, 2002

注：1) 家族による

2) 1995年以前に出生の子

3) 1から3歳の子に対する幼児追加

ような出生率ノ傾向、そして家族政策の方向性と家族政策体制の共通点を見いだすことができる。概して、北欧諸国と南欧諸国、それにフランス語圏とドイツ語圏の間に明らかな違いが見られる。

スカンジナビア諸国の家族政策は、母親の就労、母親の育児負担の軽減、育児と雇用におけるジェンダー関係の改善、という三つの目標に持っている。あらゆる年齢の子どもの公的保育サービスが比較的廉価で利用でき(Esping-Andersen 1999, p.66)、子どもの社会権利として(フルタイムの)公的保育施設での保育が保証されている。両親が自分たちの生活水準や雇用について妥協することなく育児ができるように、育児休業制度が備わっている。全体として、家族政策は現金手当よりも、社会サービスの提供に重点をおいているもの、現金手当についても、ここ何十年の間にその社会支出を増やしてきた(Esping-Andersen 2002, p.53)。これは、子どもの家庭保育を補助する方向への公共政策の転換とも合致する。フィンランドとノルウェーでは、家庭における保育手当を導入することで雇用とジェンダー平等の志向性を弱めたものの、公的保育施設を利用する親と子どもの権利を狭めたわけではない。

南欧諸国では、出産・育児に関連する家族政策はほとんど策定されていない。3歳以下の子どもの公共保育施設は稀で、(イタリアを除く)それ以上の年齢の子どもの公的保育は未発達、かつ保育経費は比較的高い(Esping-Andersen 1999, p.66)。育児休業は無給である。児童手当はあるが誰でも受給できるわけではなく、金額もヨーロッパの水準からみると極端に低い(Esping-Andersen 2002, p.62)。加えて、これら諸国には、(若い)女性と男性の雇用を支援する労働市場政策もない。このため、若い家族は雇用についても育児についても、危険にさらされている。

その他の大陸ヨーロッパ諸国の家族政策は、スカンジナビア型から南欧型まで幅広く分布してい

る。フランス語圏のフランスとベルギーは、母親の雇用を支援する政策を追求している。両国とも公的保育サービス、公的財政援助の保育サービスが発達しているが、家庭保育を支援する方法が異なる。フランスはいろいろな手当を支給することで保育義務を果たす母親を支援し、ベルギーは、仕事のローテーションと柔軟な労働市場構造に重点を置いている。

オランダとイギリスの家族政策は、同じように、労働市場参加と民間保育サービスに優先順位をおく原則に則している。双方とも、市場ダイナミクスを奨励して多様性と幅広い選択肢を増やすことをめざしている(Mahon 2002, p.354)。

ドイツ語圏のオーストリアとドイツでは、家族政策は母親と彼女たちの労働市場からの退出を進めることに焦点をあてている。公共政策は、公共保育よりも私的な保育を優先している。雇用と保育を両立させることにむけた政策規定は整備されておらず、一貫性にも乏しい。家族手当は寛大に出されているが、保育に関する手当は小額で、生計を維持するには不十分である。両国の家族政策は、直接的、間接的に、育児に携わる母親は男性の稼ぎ手に扶養されるという考えに固執している。

ヨーロッパにおけるこれらの家族政策のパターンを出生率パターンと比較すれば、本論の最初の疑問への回答は自明の理であるかと思われる。家族政策を労働市場政策、保育政策ならびにジェンダー政策の一部と見なしている国は、超低出生率以上に出生率を維持することに成功しているように思われる。これは、小さな子どもがいる場合でも、女性も男性も雇用と所得を確保し維持できるようにするため労働市場の変革を目指す政策戦略が必要であることを示唆する。親の雇用確保の前提として公的保育サービスの大々的な拡大が必要である。さらに、家族と社会の中での性別分業と育児責任に関するジェンダー契約を変革することを旨とした政策が必要である。女性の雇用と公共保育

サービスを増大させることをうたうEUの目標は、ヨーロッパにおける女性の育児責任、女性の雇用、家族政策と出生率向上に関する論議を新しいまな板に載せる第一歩である。

注

- 1) Council Directive 96/34/EC 1996年6月3日付. UNICE, CEEP, FTUC (OJL 145, June 19, 1996, p.4-6)で結論の出た育児休業に関する枠組協定.
- 2) 2000年のデータ (Council of Europe 2001).
- 3) 民主的政権を継続的に戴かなかった諸国は、スペイン(1975年まで)、ポルトガル(1974年まで)、ギリシャ(1967-1974)ならびに旧社会主義諸国である.
- 4) 図2は特定地域に所属する諸国のTFR変動と地域間の変動を示す。地域分類は下記のとおり。
北歐—デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド
中歐1—ドイツ(東部は含まず)、オーストリア、スイス
中歐2—フランス、ベルギー、オランダ、U.K.
南歐—イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ
東欧—ポーランド、ハンガリー、チェコ共和国、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア
変動値は(「北」のデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの)特定地域の諸国のTFRをもとに、5-6歳グループの年数を算出した。東部ドイツを東欧諸国の中に入れて計算した(ここでは示していない)。東部ドイツで1990年代初めにTFRが急激に低下したため、地域内の変動値は1990-1995年の間で増大するが、全体的には地域内で均質性の度合を高める傾向をとり、横ばいないし多少増大傾向にある地域間の変動値も、この増加に左右されることはない。
- 5) TFRは出産時期の変化を敏感に反映するため、人口学者は、完結コホート出生率の方が出生率の測定値としてより適切だと考える。ただし、政治的には、出生率低下と家族政策が出生率にもたらすと考えられる影響に関する議論は、TFRまたは出産数を中心にする。
- 6) Kogel (2002)は、時系列でみた場合に、負の関連性が逆転することはないことを発見した。しかし、同研究は、1985年以降、負の関連の程度や意義が減少しているという説をある程度裏付けている(Kogel 2002, p.3)。
- 7) オーストリアとドイツで、最近、出生奨励のキャンペーンを実施し、そのスローガンを掲げたところ、国民からの反発が強く、撤回せざるを得なかった。
- 8) 人口学の例としてはHoem, Prskawetz and Neyer (2001)を参照。経済と労働市場政策に関する一般的

な研究と参考として、Hemerijck and Schludi 2000を参照のこと。

- 9) パートナー関係にむけた家族政策は、民法による結婚規則に福祉国家制度とその税制での配偶者の認定に密接につながっている。1950年代と1960年代は結婚を基盤とする政策がヨーロッパでの家族政策の主な構成要素だった。1970年以来、結婚、税制、福祉国家制度の間の結びつきを弱める傾向があった。スカンジナビア諸国は、この過程で最も極端なところまでいき、税制と福祉国家制度を個別化した。大陸ヨーロッパ諸国は、現在も、結婚制度を広く認め、配偶者に無料か低料金で保健サービスを受ける権利を与え、寡婦には年金を給付し、直接・間接の税控除を認めている(OECD 2001, p.142)。
- 10) この理由は二つある。一つは、税制を通しての手当は、それだけ課税対象所得の多い母親または父親しか享受できない。第二に、世帯内に子どもがいる場合、税制では(住宅など)他の項目の方がより高く控除できる。その税金控除が「平均的」世帯の家計にどの程度影響を及ぼすかは比較がむずかしい。
- 11) エスピン・アンデルセンは、南欧福祉国家はあいまいな例だとは言っているが、南欧福祉国家を大陸の福祉体制の一部と見る傾向がある(Esping-Andersen 1999, p.66)。
- 12) Gornick, Meyers and Ross (1997, p.53)は、18の家族政策と学校指標を使って、出産休暇、賃金に代わる給付の額、カバー範囲、雇用保護、育児休業、産休手当、育児支出、育児中の税支払い免除、保障された育児適用範囲(0歳から2歳)と(4-5歳)、公的資金による保育施設に在籍する0歳から2歳、3歳から学齢期までの子どもの比率、5歳児の小学校前保育施設ないし学校の在籍率、公的資金による放課後学童保育に在籍する子どもの比率、義務教育の年齢、通学日、学校年度、継続的授業日について調べた。データのある諸国については、母親の雇用を支援する手だてについても調べ、親に直接、支払われる現金支出(子ども手当と資産調査を経ての支援金)と比較した。
- 13) Anttonen and Sipiläは、社会的高齢者介護サービスと保育サービスについて調べた。ここでは保育サービスについて報告した。
- 14) 政策論議の差異についての記述は、ヨーロッパ内の地域間の主な違いのみ強調していることに注意する必要がある。異なる地域の諸国間それに一国の中でも、議論百出である。ノルウェー、スウェーデン、デンマークの間の違いについてはSainsbury 2001;ドイツ、オーストリア、スイスの違いについてはNeyer 1997を参照。
- 15) 国際労働機関(ILO)の母性保護条約1919(No.3)、改訂1952(No.103)、勧告1952(No.195)、改訂2000

- (No.183), 勤告 2000 (No.191). 妊娠中の労働者と最近出産した労働者ないし母乳保育をしている労働者の保護に関する欧州議会指令 92/85/EEC.
- 16) Council Directive 96/34/EC 1996年6月3日付. UNICE, CEEP, FTUC (OJL 145, June 19, 1996, p.4-6)で結論の出た育児休業に関する枠組協定. この指令では, 1998年6月3日までに規則を国内法に統合するよう求めている.
- 17) イギリスをのぞき, 他の全部の国は, 狭い意味での育児休業とはいえないが, 何らかの休業の選択肢がある. 1985年以来, ベルギーは, (一部有給の) キャリア休業または期間3カ月から12カ月にわたっての勤務時間短縮の選択肢を与えた. 短縮勤務時間の期間は5年を上限に延長できる. このキャリア休業は, 少なくとも週の勤務時間の4分の3を雇用されていた労働者すべてに適用される (Deven and Neulan, 1999, 143). 育児休業は, 公務員の間では長期にわたって確立されていたが, 民間企業ではまだだった. ルクセンブルグは, 1988年以来有給のキャリア休業を選べるようにしていたが, 同じ仕事ないし同等の仕事に復帰する保証はなかった. アイルランドとイギリスはまったく新しい法律を導入しなければならなかった (Falkner 2002).
- 18) 1970年代初めに開始した在宅保育手当制度は, 1985年には育児休業と保育制度の恒久的な一部となった. 1990年に, この制度の適用は3歳以下の子どものある親すべてに拡大された (Simonen and Kovalainen 1998; Ilmakunnas 1997).
- 19) その理由は, 現行規則を変更せずに, ポルトガルがEU指令を新しい法律として制定したことにある (Falkner et al. 2002).
- 20) 育児休業の父親の取得率は現在も低く, オーストリアで1%, ドイツ2%, デンマーク3%, オランダ9%, スウェーデン, ノルウェー, フィンランドが46-69%である (Bruning and Platenga 1999; Leira 2002). 取得率が高いからといって, 父親と母親が平等に育児休業をとっているというわけではない. 1990年代にスウェーデンの父親がとった育児休業は使える日数の10%程度にあたる27日から36日の間だった (Sundrom and Duvander 2002, p.437).
- 21) オランダは1990年に育児休業を導入したが, パートタイム制だった. EC指令で要求する期間よりも長い育児休業の選択肢を提示したが, 労働市場政策は男女ともにパートタイム就業を推進していた. オランダは現在, ヨーロッパ内で最大のパートタイム就業者率をもつ.
- 22) イギリスは初期の保育網を維持しきれなかった. 実際, イギリスの保育所と保育学校の在籍率は20世紀の初頭に低下した (Bahle 1995, 102). Kamerman (2000, 4)は, これを保育所の内容を向上させ, 就学前学校と統合しようとした制度的, 政治的な失敗に原因があると指摘している (Kamerman 2000, p.4).
- 23) Hemerijck (2002, p.198)によると, オランダは, 最も高率の企業運営ないし補助金を受けた民間の保育施設をもつ.
- 24) オーストリアの場合, 1957年の出産休暇法は雇用主が保育施設を提供するか, 公共の保育施設に資金を寄付するかを決めた規則を撤廃させてしまった.
- 25) デンマークでは, 1950年代後半には公的保育の拡大が始まっていたが (Sipila et al. 1997, p.37), それが1960年代半ばの立法化で一層はずみがついた (Borchorst and Siim 1987).
- 26) 手に入る統計をそのまま比較することはできない. これは利用範囲の計算方法が違うことに一部原因がある. Korpi (2000, p.245)が言うように, データが在籍している子どもの比率を正しく示しているのか, 保育施設に行く権利をもつ子どもの比率なのか, 実際に受け入れ可能な数字のことなのか, はっきりしないことが多い. さらに, チャイルドマナーなどの個人的な形態の保育サービスを利用している子どもがデータに必ず含まれているという保証もない. 保育関連統計の収集と比較可能性の問題については, European Commission 2002を参照.
- 27) オランダでは二つのシステムが使われている. 1994年以前に生まれた子どもむけの子ども手当は, 年齢と一家の中の子どもの数によって給付される. 1995年以降に生まれた子どもの家族手当は子どもの年齢だけを基準に給付される.
- 28) ベルギーは, 現在, 子どもの生年により, いくつかの制度を使っている.

参考文献 (紙面の関係で省略)

- (注) 本論文の原文 (英語版) を社会保障・人口問題研究所ホームページにおいてウェブジャーナル *Journal of Population & Social Security* の特集として掲載するので, 参考文献についてはこちらを参照のこと.

(Gerda Neyser マックスプランク人口研究所上級研究員)